

# 積丹町敬老会

～ 601 名の長寿と健康を祝福～

高齢者の方々の長寿と健康を祝う「積丹町敬老会」(鎌田淳史実行委員長)が9月17日、積丹町総合文化センターで華やかに開催されました。

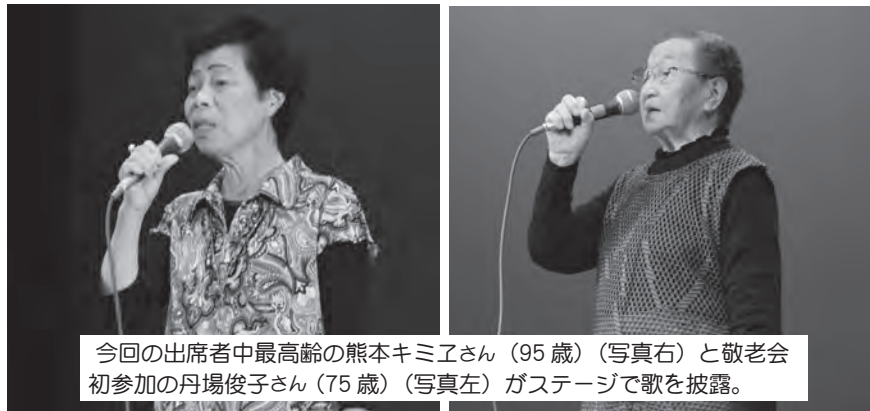
今年の敬老対象者は、昭和15年9月30日以前に生まれた75歳以上の方々。今回は新たに42名を加え、町全体では601人が対象者となり、この日は105名が参加しました。

当日は今年88歳の米寿を迎えられた17名のうち、出席された3名の方々に松井町長から祝品が手渡され、長い人生の節目を祝いました。

祝宴ではびくに保育所の園児によるリズム遊び、各地区婦人会の方々による歌や舞踊が披露されたほか、敬老者自身によるアトラクションも披露され、会場には拍手や歓声が響くなど、大いに盛り上がりました。

出席者の方々は友人とのつかの間の歓談の時間を楽しみ、次回の再会を約束しました。

なお、町内の最長寿者は101歳、日司町の佐藤武義さんです。皆さんの末長いご長寿とご健康をお祈り申し上げます。



今回の出席者中最高齢の熊本キミ子さん(95歳)(写真右)と敬老会初参加の丹場俊子さん(75歳)(写真左)がステージで歌を披露。



松井町長より米寿の出席者に感謝を込めた祝品が贈呈。



毎年欠かさず舞台に立つ葛西幸子さん(84歳)による迫力の八木節。

## —新しい地域おこし協力隊—

新たな「地域おこし協力隊(産業振興支援員)」として札幌市から山下貴弘さん(23歳・写真)が着任し、9月1日から観光協会を拠点に活躍しています。



やましたたかひろ

## 山下貴弘さん(札幌市)が着任!

以前から興味があった「積丹観光振興」の仕事ができるチャンスを与えていただき光栄です。これからは地域の事業者や町民の方々と連携をとりながら、積丹町の豊富な景観や食を活かした既存のイベントに参加するだけでなく、自らイベントを企画するなどして積丹観光を盛り上げていきたいと考えています。

近頃、後志地域でも爆発的に増加している外国人観光客の受け入れ態勢をより強化できるようなイベントなどを企画できるよう、自分の持っている英語力やコミュニケーション能力を活かし、国際的な積丹町へと更に進化させていきたいと思っています。イベント企画等の他にも、町のために何でも協力していきたいと考えていますので、町内で見かけたらぜひ声をかけて下さいね!

# 町職員の給与等のあらまし

平成 26 年度の職員の給与等の状況をお知らせします。これは、積丹町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例によるものです。

## 1. 職員の任免及び職員数に関する状況

### ①採用と退職等の状況

区分	採用	離職			
		定年	自己都合		免職
			その他	離職計	
一般行政職	1人	1人	2人	—	3人
技能労務職	1人	—	—	—	—
医療職	1人	—	—	—	—
計	3人	1人	2人	—	3人

### ②職員数の状況（各年度4月1日）

区分	26年度	27年度	対前年比増減数
一般会計	61人	63人	2人
特別会計	6人	6人	0人
計	67人	69人	2人

注) 町職員の定数は条例で上限が定められており、その総数は、96人となっています。

## 2. 人件費等の状況

### ①人件費の状況（全会計決算見込）

区分	人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B (人件費率 B/A)
26年度	2,303人	3,584,875千円	178,584千円	613,452千円 (17.1%)
25年度	2,371人	2,471,794千円	134,786千円	572,186千円 (23.2%)

注1) 人件費は、職員に支給される給料や諸手当の他に、使用者が負担する共済費などの費用の合計を言います。(特別職・議員・委員の報酬等も含まれます。)

注2) 人口は各年度の3月31日に住民基本台帳に記載されているものです。

注3) 実質収支とは、歳入歳出の差引額から、翌年度に繰り越すべき財源を控除した額をいいます。

### ②一般行政職平均給料等

区分	平成26年	平成27年
平均給料月額	306,500円	357,600円
平均年齢	40歳1月	40歳6月

注) 4月1日現在

### ③職員給与費の状況（全会計決算見込）～各年度中の採用者、退職者を含む～

区分	職員数 A	給与費			計 B	一人当たりの給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
26年度	67人	240,701千円	41,010千円	90,973千円	372,684千円	5,562千円
25年度	65人	220,360千円	38,875千円	83,780千円	343,015千円	5,277千円

### ④初任給及び経験年数別平均給料月額（各年度4月1日現在）

区分	初任給	経験年数		
		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
27年度 一般行政職	大学卒	174,200円	305,400円	341,000円
	高校卒	142,100円	252,000円	286,000円
26年度 一般行政職	大学卒	172,200円	288,400円	337,200円
	高校卒	140,100円	238,600円	277,200円

### ⑤職員手当の状況（平成27年4月1日現在）

手当名	内 容
扶養手当 (月額)	①配偶者 13,000円 ②配偶者以外の扶養親族 1人6,500円 ③15歳に達する日以後の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子 1人5,000円加算
住居手当 (月額)	①家賃の月額が12,000円を超える借家等の場合 家賃の月額に応じて27,000円を限度に支給
通勤手当 (月額)	①交通機関利用者 運賃の額55,000円までは全額支給 ②自動車等使用者 通勤距離に応じて2,000円から31,600円の範囲で支給
特殊勤務手当	ポイラー等管理手当(10月～4月まで月額支給) 4,000円
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員に支給
寒冷地手当	11月から3月まで月額支給 ①世帯主(扶養親族あり) 23,360円 ②世帯主(扶養親族なし) 13,060円 ③世帯主以外 8,800円

期末・勤勉手当	区分	期末手当	勤勉手当	計	備考
	6月期	1.225月分	0.75月分	1.975月分	※職務の区分に応じて加算措置あり
	12月期	1.375月分	0.75月分	2.125月分	
	合計	2.600月分	1.50月分	4.10月分	国の基準4.10月分 加算措置 有
退職手当	区分	勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高限度
	自己都合	20.445月分	29.145月分	41.325月分	49.59月分
	定年	25.55625月分	34.5825月分	49.59月分	49.59月分

⑥特別職の給料等（平成27年4月1日現在）

区分	給料月額	期末手当	備考
町長	650,000円	6月期 1.975月分	加算措置 ：有
副町長	560,000円	12月期 2.125月分	
教育長	530,000円	合計 4.10月分	

⑦議会議員の報酬等（平成27年4月1日現在）

区分	報酬月額	期末手当
議長	247,000円	6月期 1.75月分
副議長	190,000円	12月期 1.85月分
常任委員長	171,000円	合計 3.6月分
議員	161,000円	加算措置：有

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（平成27年1月1日現在）

①勤務時間（標準的なもの）

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	午前 8時30分	午後 5時15分	正午～午後 1時00分

②年次有給休暇の取得状況

（平成26年1月～12月）

総付与日数 A	総取得日数 B	全対象 職員数C	平均取得 日数B/C	消化率 B/A
1,854日	361日	48人	7.5日	19.5%

③病欠休暇の取得状況

（平成26年1月～12月）

取得職員数 A	取得日数 B	一人当たりの 取得日数B/A
4人	28日	7日

4. 分限及び懲戒処分の状況

①分限処分

区分	休職	降任	免職
人数	—	—	—

②懲戒処分

区分	戒告	減給	停職	免職
人数	—	—	—	—

5. サービスの状況

サービスの根本基準として、全ての職員は「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては全力をあげて専念しなければなりません。

町では「服務規程」に基づき、職員一人一人が法令の遵守など服務規律の保持に努めています。平成26年度は服務義務違反はありませんでした。

6. 研修の状況

研修内容	受講者数
職場外一般研修（新規採用基礎研修）	2人
職場外一般研修（初級研修）	8人
職場外専門研修（実務研修）	29人

7. 福利厚生事業の状況

①職員健康診査受診者数 51名

②職員の福利厚生のための各種団体の設置状況

●北海道市町村職員共済組合

事業の種類	事業内容
短期給付事業	組合員とその家族の病気・けが・出産・死亡などの事故に対して、給付する事業
長期給付事業	組合員が退職した時の年金給付などの事業
福祉事業	組合員とその家族の福祉と健康の増進を図るための事業

●北海道市町村職員福祉協会

事業の種類	事業内容	公費負担
医療給付事業	退職会員等が自己負担として支払った医療費の給付、入院見舞金、死亡弔慰金の支給等	平成26年度実績 199千円
貸付事業	一般資金、育成資金の貸付等	
福利厚生事業	入院一時金、出産祝金、宿泊施設利用助成等	

8. 利益の保護の状況

職員は公平委員会に対して、給与・勤務時間・その他の勤務条件に関する措置の要求や、不利益な処分についての不服申立を行うことができます。

公平委員会では要求を審査したり、不服申立に対する裁決を行うなどの必要な措置を執ります。平成26年度は、措置の要求及び不服申立はありませんでした。

9. その他

議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、農業委員会に係る人事行政の運営状況は、上記の数値等に含まれております。